

第256回鳳雛講座 令和7年7月16日(水)

7月16日(水)に今年度3回目の鳳雛講座を行いました。講師は、大館市役所市民課生活相談室にお勤めの相談員：渡部三紀子さんが務めてくださいました。消費生活センターや相談員という生徒にとってはあまりなじみのない仕事でしたが、渡部さんは動画を見せながら分かりやすく話してくださいました。見えないところで市民を支えている相談員という仕事に興味をもった生徒が多数いたようです。

おかしいな・困ったなと思ったら188

渡部 三紀子さん

【相談員】

○講話の内容

・消費生活センターとは…

地方公共団体が設置する行政機関で、事業者に対する消費者の苦情や相談のほか、消費者啓発活動や生活に関する情報提供などを行う。各省庁と連携を取って安心して生活できるように様々な活動を行っている。

・消費生活相談員の仕事

地方公共団体の消費生活センター等において、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せ等の相談を受け付け、中立・公正な立場で相談の解決に努める専門職のことである。大館市では、Tel188にかけると、市役所内にある消費者センターにつながる。そこでの相談や実際に面会での相談を行っている。一番心に残っている相談は、大館市の20代の若者が800万円の契約をし、困っているという相談であった。実際にその件は、クーリングオフ制度などを使用して解決することができた。

消費生活相談員という仕事は、困っている人の力になることができ、相談を行った後に笑顔で帰って行く様子を見たときにやりがいを感じるという。

○結びに

相談に来る前にまずはトラブルに遭わないような対策を取ってほしい。自分から正しい情報を収集する力は非常に重要であり、中学生のうちから伸ばしてほしい。どんな仕事も基礎的な力が大切になってくるため、中学生での学習をしっかりと行い、力を付けてほしい。

○生徒の感想から

- ・消費生活相談員という仕事内容が気になって参加した。見えないところで市民を支えている仕事がすばらしいと思った。自分も誰かが困っているときに助けてあげられるような仕事をしたいと思った。
- ・お金のトラブルについての内容が心に残ったのでこれから気を付けていきたい。様々な「契約」について困ったことがあったらすぐに消費センターに相談したい。
- ・中立の立場で問題解決をしていることに驚いた。仕事について動画で詳しく学ぶことができた。今日学んだことを生かして、契約トラブルに巻き込まれないように気を付けていきたいと思う。





